

地方独立行政法人市立吹田市民病院  
一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、当法人で働く職員の子どもたちの健全な育成を図り、仕事と子育ての両立の支援を進めるため、また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、当法人で働く女性職員が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日

2 内容

**目標 1 出産、育児にかかる諸制度の周知**

<対策>

- (1) 母性保護及び母性の健康管理等により制度化された特別休暇、育児のために設けられている特別休暇、育児休業の制度内容などを周知し、取得の促進を図ります。
- (2) 本人又は配偶者の妊娠を申し出た職員に対し、個別に制度内容の説明を行います。

**目標 2 子どもの出生時における男性職員の休暇の取得の促進**

<対策>

- (1) 出産補助休暇や育児参加休暇など、子どもの出生時における男性職員の特別休暇などを周知し、取得の促進を図ります。

**目標 3 時間外勤務縮減への取り組み**

<対策>

- (1) 時間外勤務縮減について、職員への意識啓発を図るとともに、職員一人ひとりが業務の効率的な遂行に心がけることとします。
- (2) 管理職は、職場の時間外勤務縮減について常に心がけるとともに、絶えず業務の見直しを行うこととします。

**目標 4 年次休暇及び夏期休暇の取得促進**

<対策>

- (1) 定期的に年次休暇及び夏期休暇の取得促進について周知を図ります。
- (2) 夏期休暇については、期間内の全取得を促進します。

**目標 5 管理職（課長級以上）に占める女性割合を 25%以上にする**

<対策>

- (1) 能力や適性を公正に判断し、積極的に女性職員を管理職に登用します。